

第31回

定時株主総会
招集ご通知 日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時

 場所

岡山市北区駅元町1番5号
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

目次

第31回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	4
事業報告……………	16
連結計算書類……………	34
計算書類……………	54
監査報告……………	65

【議決権の事前ご行使ならびにご出席見合わせのお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り書面（郵送）又はインターネット等により議決権を事前にご行使いただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

また、当日の議事は、平年よりも大幅に短縮して実施させていただく予定です。

なお、今後の状況により、株主総会の運営等に関して変更事項が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.saint-marc-hd.com/hd/ir/topics/>)にてお知らせいたします。

【お土産等について】

株主総会終了後のフリータイム質疑応答会は、取り止めとさせていただきます。加えて、お土産配布は廃止させていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株主各位

岡山市北区平田173番地104
株式会社 サンマルクホールディングス
代表取締役社長 藤川 祐樹

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り以下の書面（郵送）又はインターネット等により議決権を事前にご行使いただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

「インターネット等による議決権行使のご案内」（3頁）をご参照いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までには議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1日	時	2022年6月23日（木曜日）午前10時
2場	所	岡山市北区駅元町1番5号 ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3目 的 事 項	報 告 事 項	1. 第31期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第31期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類報告の件
決 議 事 項	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役9名選任の件
	第4号議案	監査役3名選任の件

以 上

.....
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.saint-marc-hd.com/hd/ir/topics/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面(郵送)で議決権を行使される場合

ご推奨



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 ▶ 2022年6月22日(水曜日) 午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

ご推奨



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 2022年6月22日(水曜日) 午後6時入力分まで

※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 ▶ 2022年6月23日(木曜日) 午前10時

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

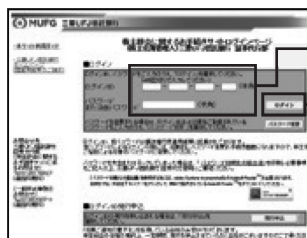
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

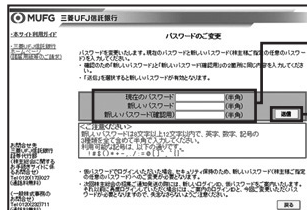
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

■ 株主総会参考書類 ■

■ 第1号議案 ■ 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第31期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は456,074,872円となります。また、2021年12月に1株につき22円の間配当を実施しており、これにより通期の配当金は44円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

第31期の繰越利益剰余金の欠損を填補し、株主の皆様への安定的な配当を継続的に実施するため、次のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金項目及びその額

別途積立金 13,987,000,000円

② 増加する剰余金項目及びその額

繰越利益剰余金 13,987,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	ふじかわ ゆうき 藤川 祐樹	代表取締役社長 再任
2	なんば あつし 難波 篤	取締役人材開発、リスク・コンプライアンス担当 再任
3	いいだ たかふみ 飯田 隆文	取締役商品本部長 再任
4	ひとすぎ ひろふみ 一杉 博文	取締役店舗開発本部長 再任
5	しもつかさ たかひさ 下司 貴永	取締役情報システム本部長 再任
6	おかむら あつひろ 岡村 淳弘	取締役管理本部長 再任
7	なかがわ まさふみ 中川 雅文	取締役 再任 社外 独立
8	わたなべ かつし 渡辺 勝志	取締役 再任 社外 独立
9	きたがわ しんや 北川 真也	— 新任 社外 独立

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふじ かわ ゆう き 藤川祐樹 (1988年12月18日生) 再任	2011年4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社入社 2019年4月 当社入社 管理本部IR担当部長 2019年12月 当社執行役員社長室(現経営企画室)副室長 2020年6月 当社取締役社長室(現経営企画室)長 2022年1月 当社代表取締役社長(現任)	4,085株
選任理由			
同氏は、証券会社における経歴と実務経験、ならびに当社の取締役経営企画室長として社長を補佐することにより培われた豊富な専門知識と幅広い見識から、当社の代表取締役社長として、当社の経営に関する重要事項の意思決定及び業務執行の監督等を適正かつ適切に遂行する適任者であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	なん ば あつし 難波篤 (1978年9月9日生) 再任	2007年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2012年6月 当社入社 2013年4月 当社管理本部広報IR担当マネージャー 2013年9月 公認会計士登録(現在) 2017年4月 当社管理本部管理部長 2018年4月 当社執行役員管理本部管理部長 2018年8月 当社執行役員管理本部長 2020年6月 当社代表取締役社長 2022年1月 当社取締役人材開発、リスク・コンプライアンス担当(現任)	10,685株
選任理由			
同氏は、当社の広報IR部門の責任者ならびに子会社の取締役及び監査役を歴任するとともに、代表取締役社長として、当社の経営に関する重要事項の意思決定及び業務執行の監督等を適正かつ適切に遂行してきた豊富な経験と幅広い見識を有しているため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>い い だ た か ふ み 飯 田 隆 文 (1967年6月29日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年4月 サイタ工業株式会社入社 2003年5月 株式会社マグナ入社 2009年4月 当社入社 2012年4月 当社商品第2部長 2017年4月 当社執行役員商品第2部長 2019年12月 当社執行役員SSC本部（現商品本部）副本部長 2020年6月 当社取締役SSC本部（現商品本部）長（現任）</p>	3,200株
<p>選任理由 同氏は、当社の取締役商品本部長を務め、グループ全体の厨房機器開発及びメンテナンスを含めた店舗設備や営業面全般に関する経験と幅広い見識を有しているため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>ひ と す ぎ ひ ろ ふ み 一 杉 博 文 (1970年3月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>1992年4月 株式会社スペース入社 2015年3月 当社入社 2015年4月 当社店舗開発本部設計担当マネージャー 2018年4月 当社店舗開発本部設計担当部長 2019年12月 当社執行役員店舗開発本部副本部長 2020年6月 当社取締役店舗開発本部長（現任）</p>	3,500株
<p>選任理由 同氏は、当社の取締役店舗開発本部長を務め、グループ全業態における店舗立地の開発及び店舗建築設計に関する経験と幅広い見識を有し、当社の成長基盤の構築に重要な役割を果たしているため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	しも つかさ たか ひさ 下司 貴 永 (1964年12月10日生) 再任	1989年 4月 日本エクスラン工業株式会社入社 2001年 9月 株式会社シンフォーム入社 2011年12月 当社入社 執行役員SSC本部（現商品本部） 情報システム部長 2020年 4月 当社執行役員情報システム本部長 2020年 6月 当社取締役情報システム本部長（現任）	4,242株
選任理由 同氏は、当社の取締役情報システム本部長を務め、グループ全体の情報システム分野及び情報インフラに関する経験と幅広い見識を有しており、当社の情報セキュリティ業務の構築及び監督など情報処理部門の統括の役割を担うIT関連部門の責任者として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	おか むら あつ ひろ 岡村 淳 弘 (1976年11月8日生) 再任	2004年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2008年 5月 公認会計士登録（現在） 2013年 9月 当社入社 管理本部財務担当マネージャー 2017年 4月 当社管理本部部長 兼 財務担当 兼 I R担当 2019年12月 当社執行役員管理本部副本部長 2020年 6月 当社取締役管理本部部長（現任）	5,385株
選任理由 同氏は、当社の取締役管理本部部長を務め、財務、I Rを含む企業情報開示に関する経験と公認会計士としての豊富な専門知識を有しており、当社の管理部門の統括等の役割を担う適任者であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p data-bbox="254 359 465 441">なか がわ まさ ふみ 中川 雅文 (1974年2月22日生)</p> <p data-bbox="319 459 402 489">再任</p> <p data-bbox="319 505 402 535">社外</p> <p data-bbox="319 550 402 580">独立</p>	<p data-bbox="495 232 1076 365">1996年4月 中央監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録(現在) 2007年7月 京都監査法人(現PwC京都監査法人) 入所 2009年6月 京都監査法人(現PwC京都監査法人) パートナー 2011年7月 中川公認会計士事務所代表(現在) 2011年9月 税理士登録(現在) 2014年6月 当社取締役(現任) 2015年6月 はるやま商事株式会社(現株式会社はるや まホールディングス) 監査役(現任)</p>	3,590株
<p data-bbox="254 632 595 656">選任理由及び期待される役割の概要</p> <p data-bbox="254 662 1342 837">同氏は、公認会計士としての幅広い知見と会計監査及びコンサルティング業務を手がける中で多くの企業に関わってきた豊富な経験を有しております。社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の幅広い知見と豊富な経験を当社の経営に反映し、適切な助言、監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員長として、取締役及び監査役の選解任に関する事項並びに報酬案を適正に審議いただき、独立かつ客観的・中立的な立場から透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。</p>			
8	<p data-bbox="254 943 465 1025">わた なべ かつ し 渡辺 勝志 (1965年8月29日生)</p> <p data-bbox="319 1043 402 1073">再任</p> <p data-bbox="319 1088 402 1118">社外</p> <p data-bbox="319 1134 402 1164">独立</p>	<p data-bbox="495 867 1031 1097">1995年4月 岡山弁護士会に弁護士登録(現在) 1995年4月 山下一盛法律事務所入所 1998年4月 渡辺勝志法律事務所所長(現在) 2007年4月 岡山弁護士会副会長 2009年12月 岡山市教育委員会委員 2012年9月 岡山市教育委員会委員長 2017年6月 当社取締役(現任)</p>	278株
<p data-bbox="254 1176 595 1200">選任理由及び期待される役割の概要</p> <p data-bbox="254 1206 1342 1351">同氏は、弁護士としての幅広い知見、法務に関する経験を有しております。当社の社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の幅広い知見と豊富な経験を当社の経営に反映し、適切な助言、監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、当社の任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として、取締役及び監査役の選解任に関する事項並びに報酬案を適正に審議いただき、独立かつ客観的・中立的な立場から透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただくことを期待しております。同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって5年であります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	北川 真也 (1978年4月15日生) 新任 社外 独立	2003年4月 北川正恭事務所入所 2008年10月 株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ 社長室経営企画特命プロジェクトリーダー 2017年4月 同社ホームタウン推進(法人)部長 2018年2月 同社取締役ホームタウン推進(法人)部長 2018年3月 同社取締役社長 2019年2月 同社代表取締役社長(現任)	一株
選任理由及び期待される役割の概要 同氏は、2019年2月より株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。上記の豊富な経験と知見を当社の経営に反映し、適切な助言、監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏には経営体制の強化に貢献いただくとともに、中長期的な企業価値の向上のため、独立かつ客観的・中立的な立場から透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川雅文、渡辺勝志、北川真也の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中川雅文、渡辺勝志の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き独立役員とするとともに、北川真也氏が選任された場合には、独立役員としての届け出を行う予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。重任予定の各取締役候補者は、既に当該保険の被保険者です。新任予定の取締役候補者は新たに当該保険の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役4名のうち江郷知己、石井辰彦、福原一義の3氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	とがし 富 榎	つかさ 司 取締役事業会社担当兼事業開発 本部長 新任
2	ふくはら 福 原	かずよし 一 義 監査役 再任 社外
3	きむら 木 村	みき 美 樹 — 新任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	とがしつかさ 富 樫 司 (1956年10月17日生) 新任	1980年 4月 株式会社マルエツ入社 1981年 9月 新谷製菓株式会社入社 1989年 3月 旧株式会社サンマルク入社 1991年 9月 同社取締役総務部長 1996年 4月 同社取締役店舗運営本部長 2002年 6月 同社常務取締役営業本部長 2007年 4月 株式会社サンマルク代表取締役社長 2020年 4月 当社執行役員事業会社担当 2020年 6月 当社取締役事業会社担当兼事業開発本部長 (現任)	41,010株
選任理由			
同氏は、当社グループ創業期より長年にわたり経営全般に携わり、当社取締役、ならびに当社子会社の代表取締役社長を経験するなど、社内状況に精通し事業経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社経営に対する適切な監査、監督を行っていただけるものと判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。			
2	ふくほらかずよし 福 原 一 義 (1949年9月27日生) 再任 社外	1977年 3月 公認会計士登録 (現在) 1984年12月 税理士登録 (現在) 1989年 6月 株式会社ウエスコ (現株式会社ウエスコホールディングス) 監査役 2001年11月 福原一義公認会計士事務所所長 (現在) 2004年 6月 株式会社サンマルク監査役 2005年11月 当社監査役 (現任) 2014年10月 株式会社ウエスコホールディングス取締役 (現任)	一株
選任理由			
同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、会計及び税務の専門的観点から当社の経営に対する監査、監督の十分な役割を果たしており、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって16年7カ月であります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>はりがな 氏名 (生年月日)</p> <p>きむらみき 木村美樹 (1979年6月21日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>2004年10月 大阪弁護士会に弁護士登録（現在）</p> <p>2004年10月 岡田春夫総合法律事務所入所（現在）</p> <p>2012年7月 ニューヨーク州弁護士登録（現在）</p> <p>2018年3月 株式会社ニチリン監査役</p> <p>2021年3月 株式会社ニチリン取締役（現任）</p>	<p>一株</p>
<p>選任理由</p> <p>同氏は、弁護士としての経験と法務知識を有し、また、海外法務にも精通していることから、これらの専門的な見識を背景とした当社経営に対する適切な監査、監督を行っていただけるものと期待でき、併せてダイバーシティ（多様性）推進の観点からも適任と判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福原一義、木村美樹の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、木村美樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりです。重任予定の監査役候補者は、既に当該保険の被保険者です。新任予定の監査役候補者は新たに当該保険の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 木村美樹氏の戸籍上の氏名は、針谷美樹（はりがいみき）であります。

以上

(添付書類)

■ 事業報告 (自2021年4月1日 至2022年3月31日) ■

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、政府や各自治体からの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に係る各種要請により、大型商業施設に臨時休業や営業時間の短縮要請が出されておりましたが、10月以降、緊急事態宣言解除に伴う行動制限の緩和、ならびにワクチン接種率の上昇に伴い経済回復の兆しが見えつつありました。しかしながら、1月以降の新たな変異株の発生に伴う感染再拡大に対し、まん延防止等重点措置に係る営業時間の短縮に加え、原油を中心とした価格の高騰が個人消費にも影響を与えるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による各種要請の有無、新規感染者数の推移が、客数の回復速度に影響を与える一方で、新しい生活様式の普及による外食の自粛傾向が続くことから、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、お客様に安心安全な環境を提供できる店舗づくりのため、飛沫感染防止対策の亚克力板設置、店舗での消毒・衛生の徹底、検温、マスク着用や手指消毒など感染防止対策を続けてまいりました。また、来店動機を喚起するためのプレミアムメニューの開発、他社との協業によるEC販売に取り組む一方で、不採算店舗を中心に業態変更や退店を実施することで業績の改善に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高477億21百万円（前期比8.5%増）、経常利益24億72百万円（前期経常損失36億23百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は47億11百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失80億60百万円）となりました。

なお、期中に当社グループ全業態で合計20店舗を出店し、当連結会計年度末の店舗数は、直営店808店舗、フランチャイズ店31店舗、合計839店舗体制となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

レストラン事業

レストラン事業におきましては、ベーカリーレストランにつき、接客サービス力の向上に努めるとともに、テイクアウトメニューの充実注力してまいりました。店舗数につきましては、当連結会計年度中に「ベーカリーレストラン・サンマルク」直営店2店舗出店し、直営店44店舗、フランチャイズ店16店舗、計60店舗となりました。また、「ベーカリーレストラン・バケット」は、直営店91店舗となりました。

スパゲティ専門店「生麺専門鎌倉パスタ」につきましては、高級食材を使用した高単価のパスタの開発、TVCM、YouTubeでの広告配信による、ブランド発信とフェア商品の紹介に取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店4店舗出店し、これにより直営店199店舗となりました。

回転ずし「すし処函館市場」につきましては、テイクアウト、デリバリーの拡充及び市場から鮮魚を直送することを中心とした品質改善策による既存店売上の向上を進めてまいりました。店舗数につきましては、直営店5店舗、フランチャイズ店4店舗、計9店舗となりました。

ドリア専門店「神戸元町ドリア」及び小籠包店「台湾小籠包」につきましては、既存業態のブラッシュアップを図り、派生業態の開発に取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店8店舗出店し、これにより直営店58店舗となりました。

この結果、レストラン事業売上高は262億57百万円（前期比8.6%増）、営業損失は8億91百万円（前期営業損失8億69百万円）となりました。

喫茶事業

喫茶事業におきましては、コーヒーショップ「サンマルクカフェ」につき、ボリュームと内容を充実したプレミアムメニューの実験検証に注力してまいりました。出店につきましては、当連結会計年度中に「サンマルクカフェ」直営店4店舗、フランチャイズ店2店舗出店し、これにより直営店344店舗、フランチャイズ店10店舗、計354店舗となりました。

フルサービス喫茶の「倉式珈琲店」につきましては、こだわりの味をご家庭でも楽しめるようにドリッパーの販売や珈琲豆の通信販売に取り組み、珈琲専門店としての知識と技術を兼ね備えたスペシャリストの育成に注力してまいりました。店舗数につきましては、直営店62店舗、フランチャイズ店1店舗、計63店舗となりました。

この結果、喫茶事業売上高は212億26百万円（前期比8.6%増）、営業損失は12億65百万円（前期営業損失18億41百万円）となりました。

その他事業

当社の実験業態に係る事業であるその他事業におきましては、「奥出雲玄米食堂井上」「ザ・シーズン」「天清」の業態ブラッシュアップとビジネスモデルの再構築に引き続き取り組んでまいりました。店舗数につきましては、直営店5店舗となりました。

この結果、その他事業売上高は2億37百万円（前期比6.8%減）、営業損失は98百万円（前期営業損失1億26百万円）となりました。

当社連結グループのレストラン事業、喫茶事業及びその他事業に係る種類別売上高は、次のとおりであります。

種 類	金 額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
直 営 店 売 上	46,702	97.9	108.5
ロイヤリティ収入	119	0.2	104.0
FC関連等売上	899	1.9	108.1
合 計	47,721	100.0	108.5

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、直営店として生麺専門鎌倉パスタ4店舗、サンマルクカフェ4店舗、ベーカリーレストラン・サンマルク2店舗、神戸元町ドリリア等8店舗などの新店及びその他改装等に伴う建物設備、構築物等総額11億46百万円を実施しております。

セグメント別設備投資は以下のとおりであります。

レストラン	824,725千円
喫茶	316,560千円
その他	5,131千円
合計	1,146,417千円

なお、上記の他に、当社の事業統括管理等に係る設備投資42,742千円があります。

③ 企業集団の資金調達の状況

2021年6月7日に、第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、16,805千円、6,056,951千円をそれぞれ調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	70,073,336	68,908,637	43,987,362	47,721,642
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	6,569,574	4,300,198	△3,623,710	2,472,083
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	2,908,564	1,486,412	△8,060,928	△4,711,792
1株当たり当期純 利益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	131.84	69.77	△378.39	△222.03
総 資 産 (千円)	59,034,568	57,434,067	55,811,655	48,021,601
純 資 産 (千円)	46,708,146	46,869,335	37,678,049	31,147,787
1株当たり純資産 (円)	2,192.54	2,200.11	1,768.67	1,501.69

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	8,934,150	9,430,239	6,361,366	5,875,462
経 常 利 益 (千円)	4,498,505	4,957,962	1,932,238	2,188,017
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	2,272,698	2,290,270	△2,197,469	△2,050,083
1株当たり当期純利 益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	103.02	107.51	△103.15	△96.60
総 資 産 (千円)	32,358,735	33,168,854	37,744,923	31,271,687
純 資 産 (千円)	30,610,855	31,575,902	28,248,074	24,101,021
1株当たり純資産 (円)	1,436.91	1,482.22	1,326.01	1,161.77

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 サ ン マ ル ク	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 函 館 市 場	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 バ ケ ッ ト	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 鎌 倉 パ ス タ	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 サ ン マ ル ク グ リ ル	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 サ ン マ ル ク カ フ ェ	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 倉 式 珈 琲	100百万円	100.0%	飲 食 業

③ 特定完全子会社に関する事項

名 称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 (千円)
株式会社サンマルクカフェ	岡山市北区平田173番地104	8,315,002

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、31,271,687千円であります。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、度重なる新型コロナウイルスの感染再拡大の影響は、未だ収束の見通しが立たず、外食業界に係る消費活動は依然として厳しい状況にあります。

このような中、当社グループといたしましては、引き続き、感染防止対策を中心に徹底した衛生管理及び価値あるメニューの開発、QSCの向上により、既存店売上の回復に努めるとともに、中食需要への対応としてテイクアウトやデリバリー等の強化・拡充の実験検証に継続的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当 社	① 飲食店等を経営する子会社の支配管理 ② 当社グループの店舗開発、業態・商品開発、教育等の実施 ③ 上記に附帯関連する一切の業務
子 会 社	① 飲食店等の経営またはフランチャイズチェーンシステムによる飲食店等の経営 ② 上記に附帯関連する一切の業務

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

- ① 当社
本社 岡山市北区平田173番地104

- ② 子会社
株式会社サンマルク
本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

ベーカリーレストラン・サンマルク	44店舗
------------------	------

株式会社函館市場
本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

すし処 函館市場 他	5店舗
------------	-----

株式会社バケット
本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

ベーカリーレストラン・バケット 他	91店舗
-------------------	------

株式会社鎌倉パスタ
本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

生麺専門 鎌倉パスタ 他	199店舗
--------------	-------

株式会社サンマルクグリル

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

神 戸 元 町 ド リ ア 他	58店舗
-----------------	------

株式会社サンマルクカフェ

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

サ ン マ ル ク カ フ ェ	344店舗
-----------------	-------

株式会社倉式珈琲

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

倉 式 珈 琲 店	62店舗
-----------	------

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
799 (5,554) 名	29名減 (360名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当連結会計年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67 (62) 名	33名減 (107名減)	45.2歳	8.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当事業年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。

2. 従業員数の減少は、主として2021年4月1日付で、当社のチャイナ事業を連結子会社である株式会社サンマルクグリルへ吸収分割したことによるものであります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 22,777,370株 |
| ③ 株主数 | 55,989名 (前期末比6,679名増) |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
片山智恵美	4,225,644株	20.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,931,100株	9.32%
株式会社クレオ	1,030,984株	4.97%
株式会社中国銀行	485,548株	2.34%
伊藤忠商事株式会社	480,600株	2.32%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	282,800株	1.36%
公益財団法人サンマルク財団	230,000株	1.11%
中川佳子	200,988株	0.97%
J P モルガン証券株式会社	161,594株	0.78%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	157,055株	0.76%

(注) 持株比率は、自己株式 (2,046,694株) を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式制度を導入いたしました。これを受け、同年7月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年8月12日に当社の取締役 (社外取締役及び監査役を除く。) 7名に対し自己株式16,300株の処分を行っております。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の内容の概要（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤川 祐樹	—
取締役	難波 篤	人材開発、リスク・コンプライアンス担当
取締役	富 樫 司	事業会社担当兼事業開発本部長
取締役	飯田 隆文	商品本部長
取締役	一杉 博文	店舗開発本部長
取締役	下司 貴永	情報システム本部長
取締役	岡村 淳弘	管理本部長
取締役	中川 雅文	公認会計士・税理士 株式会社はるやまホールディングス監査役
取締役	渡辺 勝志	弁護士
常勤監査役	北島 久	—
監査役	江郷 知己	—
監査役	石井 辰彦	弁護士 萩原工業株式会社監査役
監査役	福原 一義	公認会計士・税理士 株式会社ウエスコホールディングス取締役

- (注) 1. 2022年1月1日付で難波篤氏は代表取締役社長を辞任し、藤川祐樹氏が代表取締役社長に就任いたしました。
2. 取締役中川雅文及び渡辺勝志の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役北島久、江郷知己、石井辰彦、福原一義の各氏は社外監査役であります。
4. 取締役中川雅文氏及び監査役福原一義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役中川雅文、渡辺勝志及び監査役江郷知己の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 事業年度中に辞任または解任された取締役及び監査役
該当事項はありません。

- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約による保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

- ④ 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年6月24日開催の取締役会においてこれを改定しております。2021年2月15日の取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

- a. 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう企業価値と連動した報酬体系とすることを基本方針としており、基本報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）から構成しております。

- b. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、2016年6月28日開催の第25回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。また、支給は、月次での固定報酬としており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬を付与しております。報酬限度額は2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の種類ごとの割合は、職位に応じて、固定報酬は80～90%、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は10～20%を目安としております。社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の報酬は、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議及び答申を経た上で、当社取締役会より一任された代表取締役社長が決定することとします。決定された固定報酬は毎月支給、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は毎年8月に付与いたします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤川祐樹に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	183,468千円 (11,880千円)	163,908千円 (11,880千円)	－千円 (－千円)	19,560千円 (－千円)	9名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	18,600千円 (18,600千円)	18,600千円 (18,600千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	4名 (4名)
合 計 (うち社外役員)	202,068千円 (30,480千円)	182,508千円 (30,480千円)	－千円 (－千円)	19,560千円 (－千円)	13名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の限度額は、2016年6月28日開催の第25回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を前記報酬等の限度額の範囲内で年額80百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の上限を3万株とすることにつき、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、7名です。
3. 監査役の報酬等の限度額は、2005年11月24日開催の臨時株主総会において、月額3,300千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式であります。また、当事業年度における交付状況は、「(2)その他株式に関する重要な事項」に記載しております。

⑥ 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 務 先 会 社 名	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	中 川 雅 文	株式会社はるやまホールディングス	社外監査役	－
社外監査役	石 井 辰 彦	萩 原 工 業 株 式 会 社	社外監査役	－
社外監査役	福 原 一 義	株式会社ウエスコホールディングス	社外取締役	－

(注) 社外取締役中川雅文、社外監査役石井辰彦、福原一義の各氏の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

⑦ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	中川 雅文	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役の選定や、報酬制度について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
	渡辺 勝志	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。 また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役の選定や、報酬制度について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外 監査役	北島 久	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	江郷 知己	当事業年度開催の定例取締役会のすべて及び同事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	石井 辰彦	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。
	福原 一義	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から決算関連について適宜必要な助言、発言を行っております。

⑧ 社外役員の責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

a. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

35,000千円

b. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分してお
りませんので、a. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかにつ
いて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・サンマルクグループの経営理念、行動指針に基づき、コンプライアンス重視を条件とした経営方針を経営計画に盛り込むこととし、業務分掌規程の運用等の他に啓蒙活動、各種教育等を通して法令、定款に適合した職務執行が行われるよう徹底する。
 - ・取締役会は、取締役会規程により経営に関する重要事項を決定するとともに相互に業務執行を監督し、法令等違反の未然防止の観点から随時、確認、点検を行う。
 - ・監査役会は、監査役会規程に基づき取締役の職務執行状況につき監督機能強化を図ることとし、社長直轄の内部監査室を置き、必要に応じて監査役会と連携をとりながら、取締役及び使用人の業務全般の妥当性につき監査することとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・取締役会及び経営の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、文書管理規程に基づき適切な保存及び管理をすることとし、監査等必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・全社的なリスク管理の精度を上げるため、当社取締役及び事業子会社取締役で編成される「グループ経営会議」を設置し、グループ内の特定リスク、包括リスク、潜在リスク等についての洗い出しを行い、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じるなど経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努める。また、必要に応じて顧問弁護士など外部の専門家の助言を求め、適切な対応を適時検討することとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・中期経営計画を策定し、進捗状況を定期的なチェックによりプロセスの有効性の確認を行うとともに、ITを活用した全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
 - ・当社グループ企業内の社内メール会議等の閲覧権限を取締役に付与し、恒常的に問題点の把握に努めるとともに意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び事業子会社も含めたグループ経営会議を設置し、企業集団における業務の適正性を図るため、随時、個別案件の検討を行う。
 - ・事業子会社について、経営上必要なグループ内の統一ルールを制定するほか、当社取締役及び使用人が事業子会社の監査役を兼任し、グループ内の横断的な業務の適正性の向上に努めることとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、内部監査室等に属する使用人に監査業務に必要な補助を求めることができ、当該人事等については、監査役会の意見を尊重するものとする。補助すべき使用人は、監査役から指示された職務に関して、監査役以外の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告または情報提供を行うこととし、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、速やかに監査役へ報告することとする。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・監査役は、監査役会が定める職務の分担等に従い、取締役会の他、グループ内の重要な会議に出席するとともに稟議書その他重要な文書を閲覧し、その業務執行状況を取締役または使用人に説明を求め、確認することができる。
 - ・監査役会は、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、定期的な意見交換等を通じてより効率的な監査が行える体制を整備する。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

- ・取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会は、法令または定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、職務の執行の監督を行っております。

② 監査役の監査体制

- ・監査役は、取締役会その他グループ内の重要な会議に出席する他、会計監査人及び内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス

- ・コンプライアンス重視を盛り込んだ経営計画を策定しております。また、内部通報制度を運用し、コンプライアンスの実効性確保に努めております。通報内容については、社内イントラネットを介して権限を保有した者と情報共有されるとともに、社外取締役及び監査役も閲覧可能となっており、独立した立場も含めて改善のプロセスを進捗確認できる仕組みを構築し、運用しております。また、コンプライアンス管理規程により通報者が保護される体制を整備しております。

④ リスク管理体制

- ・当社取締役及び事業子会社取締役で編成されるグループ経営会議を毎月実施し、グループ内の各種リスクを洗い出し、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じております。

⑤ 内部監査

- ・内部監査室は適時、監査役、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

■連結計算書類■

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	48,021,601	(負債の部)	16,873,813
流動資産	19,715,310	流動負債	5,651,738
現金及び預金	15,640,081	買掛金	1,715,522
売掛金	3,509,740	未払金	2,516,325
原材料及び貯蔵品	316,732	未払法人税等	551,827
関係会社短期貸付金	355,000	賞与引当金	79,687
その他	265,176	資産除去債務	29,595
貸倒引当金	△371,420	未払消費税等	449,846
固定資産	28,306,290	その他	308,932
有形固定資産	16,918,103	固定負債	11,222,074
建物及び構築物	12,638,888	社債	6,047,451
工具、器具及び備品	607,223	退職給付に係る負債	274,284
土地	3,648,228	資産除去債務	4,448,108
建設仮勘定	23,763	繰延税金負債	338,567
無形固定資産	140,336	その他	113,661
ソフトウェア	108,796	(純資産の部)	31,147,787
その他	31,540	株主資本	31,127,559
投資その他の資産	11,247,850	資本金	1,731,177
投資有価証券	817,210	資本剰余金	3,038,800
繰延税金資産	1,565,193	利益剰余金	30,807,704
敷金及び保証金	8,513,537	自己株式	△4,450,122
その他	352,647	その他の包括利益累計額	3,423
貸倒引当金	△738	その他有価証券評価差額金	3,423
資産合計	48,021,601	新株予約権	16,805
		負債純資産合計	48,021,601

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	47,721,642
売上原価	10,725,832
売上総利益	36,995,810
販売費及び一般管理費	40,574,549
営業損失 (△)	△3,578,738
営業外収益	6,538,896
受取利息	4,019
受取配当金	1,675
受取借入金	235,999
感染症拡大防止協力金	6,187,660
その他	109,542
営業外費用	488,073
支払利息	6,753
支払借入金	204,086
支払手数料	220,308
その他	56,925
経常利益	2,472,083
特別利益	368,810
特別損失	3,329,649
固定資産売却損失	170,455
減損損失	2,716,141
関係会社株式評価損	99,999
貸倒引当金繰入額	95,000
繰上返済手数料	25,019
新型コロナウイルス感染症による損失	223,032
税金等調整前当期純損失 (△)	△488,754
法人税、住民税及び事業税	758,669
法人税等調整額	3,464,367
当期純損失 (△)	△4,711,792
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	-
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△4,711,792

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	1,731,177	3,038,999	36,480,336	△3,579,108	37,671,404
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△937,942		△937,942
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△4,711,792		△4,711,792
自己株式の取得				△938,764	△938,764
自己株式の処分		△199	△22,897	67,750	44,654
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△199	△5,672,632	△871,014	△6,543,845
2022年3月31日 残高	1,731,177	3,038,800	30,807,704	△4,450,122	31,127,559

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2021年4月1日 残高	6,644	6,644	－	37,678,049
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△937,942
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△4,711,792
自己株式の取得				△938,764
自己株式の処分				44,654
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,221	△3,221	16,805	13,584
連結会計年度中の変動額合計	△3,221	△3,221	16,805	△6,530,261
2022年3月31日 残高	3,423	3,423	16,805	31,147,787

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社サンマルク
株式会社函館市場
株式会社バケット
株式会社鎌倉パスタ
株式会社サンマルクグリル
株式会社サンマルクカフェ
株式会社倉式珈琲

② 非連結子会社の名称等

- ・ 非連結子会社の名称 株式会社サンマルクイノベーションズ
SAINT MARC USA INC.
SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・ 持分法を適用した非連結子会社 該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・ 持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社サンマルクイノベーションズ
SAINT MARC USA INC.
SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.

- ・ 持分法を適用しない理由
非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
- ・ 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は、主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 直営店売上

主に店舗における顧客からの注文に基づき商品の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、顧客へ商品を提供し、対価を受け取った時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当社グループが運営するポイント制度について、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。さらに、他社が運営するポイント制度にかかる負担金については、これを控除した純額で収益を認識することとしております。

ロ. ロイヤリティ収入

主に当社グループの店舗 F C 加入希望者から受け取る F C 加盟金ならびにロイヤリティ収入であります。当該収益のうち、F C 加盟金については、当該対価を契約負債（前受金）として計上し、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。また、ロイヤリティ収入については、F C 加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。

ハ. F C 関連等売上

主に F C 加盟者に対する食材や資材の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、F C 加盟者へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る 会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社グループが運営するポイント制度について、従来は販売時に収益を認識しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。また、他社が運営するポイント制度にかかる負担金について、従来は総額を収益として認識し、負担金を販売促進費として計上しておりましたが、純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は341,182千円減少し、販売費及び一般管理費は310,831千円減少し、営業損失及び税金等調整前当期純損失は30,350千円増加し、経常利益は30,350千円減少しております。なお、期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結計算書類の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす仮定及びそれに基づく見積りを用いておりますが、これらに基づく数字は実際の結果と異なる可能性があります。

連結計算書類の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

(1) 固定資産の減損

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしており、各店舗の営業活動から生じる損益が直近の2会計期間連続して損失を計上した場合、進行期の売上高が前年比で30%以上減少している場合、固定資産の市場価格が帳簿価格から50%以上下落した場合、ならびに退店を決定した場合に減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の認識については、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。当社グループでは、減損損失の認識にあたっての割引前将来キャッシュ・フローの算定については過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等、一定の見積り及び仮定に基づいております。これらの仮定及びそれに基づく見積りは、今後の市場動向等により有形固定資産及び減損損失の計上額に大きく影響を与える可能性があります。なお、当社の資産グループであるレストラン事業、喫茶事業ならびにその他事業（実験業態）に属する各店舗についてはいずれも市場環境や競合関係等に大きな差異が見られないことから、同一の見積り及び仮定に基づき、減損の兆候の判定、認識、ならびに測定を行っております。当連結会計年度においては、有形固定資産として169億18百万円、減損損失として27億16百万円を計上しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに際し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日）に基づき、当社および当社の関係会社各社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき各社を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。繰延税金資産の計上額については、毎期見直しを行っております。一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等に基づき見積もっておりますが、計画に用いている仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性があります。当連結会計年度においては、繰延税金資産として15億65百万円、法人税等調整額として34億64百万円を計上しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症は、経済及び企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を引き続き予見することは困難であることから、前連結会計年度と比べると回復傾向がみられるものの、当連結会計年度においても一定程度、当該影響が継続するとの仮定に基づき、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,632,375千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,777,370株	一株	一株	22,777,370株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- イ. 2021年6月24日開催の第30回定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・株式の種類 普通株式
 - ・配当金の総額 468,665千円
 - ・1株当たり配当額 22円00銭
 - ・基準日 2021年3月31日
 - ・効力発生日 2021年6月25日

ロ. 2021年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	469,276千円
・1株当たり配当額	22円00銭
・基準日	2021年9月30日
・効力発生日	2021年12月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年6月23日開催予定の第31回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	456,074千円
・1株当たり配当額	22円00銭
・配当の原資	利益剰余金
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月24日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

第8回新株予約権	普通株式	571,600株
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	4,163,700株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、必要に応じて金融機関等からの借入により調達しております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務

上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から個別に定期的な信用調査を行うなどしてリスク軽減策につなげております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金回収が早期かつ手元資金が潤沢にあり、当社財務担当が一括管理しているため、リスクは極めて僅少であると考えております。

社債は、主に設備投資を用途として調達したものであり、利息は付されておられません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,000千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額48,891千円）については記載を省略しております。さらに、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金	3,509,740	3,509,740	－
(2) 投資有価証券	763,318	761,277	△2,041
(3) 敷金及び保証金	8,513,537	8,478,884	△34,652
資産計	12,786,597	12,749,903	△36,694
(1) 買掛金	1,715,522	1,715,522	－
(2) 未払金	2,516,325	2,516,325	－
(3) 未払法人税等	551,827	551,827	－
(4) 社債	6,047,451	5,860,218	△187,232
負債計	10,831,127	10,643,894	△187,232

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	63,318	—	—	63,318
資産計	63,318	—	—	63,318

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	3,509,740	—	3,509,740
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	697,958	—	697,958
敷金及び保証金	—	8,478,884	—	8,478,884
資産計	—	12,686,584	—	12,686,584
買掛金	—	1,715,522	—	1,715,522
未払金	—	2,516,325	—	2,516,325
未払法人税等	—	551,827	—	551,827
社債	—	5,860,218	—	5,860,218
負債計	—	10,643,894	—	10,643,894

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	15,640,081	—
売掛金	3,509,740	—
投資有価証券		
満期保有目的の債券		
国債・地方債等	—	—
社債	—	700,000
敷金及び保証金	173,475	8,340,062
合 計	19,323,297	9,040,062

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	レストラン	喫茶	その他 (注)	計
売上高				
直営店売上	25,607,658	20,860,387	234,607	46,702,652
ロイヤリティ収入	87,387	31,715	－	119,102
FC関連等売上	562,026	334,796	3,064	899,887
外部顧客への売上高	26,257,071	21,226,898	237,672	47,721,642

(注) 「その他」セグメントは、実験業態に係る事業であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）(4) 会計方針に関する事項④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,422,767千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,509,740
契約負債(期首残高)	－
契約負債(期末残高)	30,350

契約負債は、主に、当社グループが運営するポイント制度について、付与したポイントの前受金に関するもの、ならびにFC加盟金に基づく前受金であります。ポイント制度に係る前受金については、ポイントの利用に伴い、また、FC加盟金に基づく前受金については、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度
1年以内	26,496千円
1年超2年以内	625
2年超3年以内	625
3年超	2,604
合計	30,350

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,501円69銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△222円03銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社である株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社サンマルク
事業の内容 ベーカリーレストラン・サンマルク事業

結合当事企業の名称 株式会社函館市場
事業の内容 すし処函館市場事業

結合当事企業の名称 株式会社バケット
事業の内容 ベーカリーレストラン・バケット事業

(2) 企業結合日

2022年7月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを消滅会社とする吸収合併方式であります。

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併、株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併に該当するため、いずれも合併契約承認の株主総会は開催いたしません。

(4) 結合後企業の名称

株式会社サンマルクホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2006年に持株会社制へ移行し、多業態による外食チェーンを展開しております。持株会社である当社は外食事業に共通する管理、店舗開発、業態開発、商品開発、教育等の機能を担うことで事業管理の効率化を図り、事業の執行については、各業態ごとに事業子会社に委譲することで責任や権限を明確にし、顧客満足の向上を追求すべく経営に取り組んでまいりました。

現在、株式会社サンマルク、株式会社バケット及び株式会社函館市場の第17期が進行しておりますが、ベーカリーレストラン業態及び寿司業態として収益化が難しくなっており、ビジネスモデルの再構築の必要性を検討した結果、同3社を当社に吸収合併し、当社が保有する事業開発部と併せ、レストラン事業部として、レストラン業態の実験、可能性を追求することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

12. その他の注記

(1) 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しておりません。

場 所	用 途	種 類
レストラン事業 (東京都大田区他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
喫茶事業 (沖縄県浦添市他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
その他事業 (静岡県沼津市他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
喫茶事業 (岡山県岡山市)	賃貸資産	土地
その他事業 (岡山県岡山市)	賃貸資産	土地

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗ならびに賃貸資産について、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,716,141千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物2,314,361千円、工具、器具及び備品137,276千円、土地246,126千円、その他18,377千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。

(2) 貸倒引当金繰入額の内容

非連結子会社に対する貸付金について回収不能と見込まれる金額を見積もり、株式会社サンマルクイノベーションズ及びSAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対して95,000千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

(3) 資産除去債務に関する注記

- ① 当該資産除去債務の概要
店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,575,059千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	84,885千円
時の経過による調整額	28,177千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△210,417千円</u>
期末残高	<u>4,477,704千円</u>

(4) 共通支配下の取引等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、当社が展開するチャイナ事業につき、株式会社サンマルクグリルを吸収分割承継会社とし、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行うことを決議し、同日に締結した吸収分割契約に基づき、2021年4月1日付で当社のチャイナ事業を承継会社に承継いたしました。

- ①取引の概要
 - イ. 対象となった事業の内容
チャイナ事業
 - ロ. 企業結合日
2021年4月1日
 - ハ. 企業結合の法的形式
当社を吸収分割会社とし、サンマルクグリルを吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

す。

※本会社分割は、当社においては会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割、サンマルクグリルにおいては会社法第796条第1項の規定に基づく略式分割に該当するため、いずれも分割契約承認の株主総会は開催いたしません。

二. 結合後企業の名称

株式会社サンマルクグリル

ホ. その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2006年に持株会社制へ移行し、多業態による外食チェーンを展開してまいりました。持株会社である当社は外食事業に共通する管理、店舗開発、業態開発、商品開発、教育等の機能を担うことで事業管理の効率化を図り、事業の執行については、事業子会社に委譲することで責任や権限を明確にし、顧客満足の向上を追求すべく経営に取り組んでまいりました。

株式会社サンマルクチャイナは2008年4月に株式会社広東炒飯店として分社化後、2020年3月に、当社が保有する業態開発・商品開発機能を活用した中華業態の強化を目的として、当社が吸収合併を行いました。合併後はチャイナ事業部として活動を行ってまいりましたが、チャイナ事業については店舗運営のノウハウを有するサンマルクグリルが運営主体となることで、より一層中華業態の強化を進めることができると判断し、本会社分割を行うことといたしました。

②実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(5) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類 ■

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	31,271,687	(負債の部)	7,170,665
流動資産	13,006,032	流動負債	546,854
現金及び預金	9,681,484	買掛金	195,266
売掛金	571,617	未払金	141,727
原材料及び貯蔵品	6,198	資産除去債務	4,923
前払費用	23,116	未払費用	13,608
関係会社短期貸付金	3,182,000	未払法人税等	136,001
未収入金	51,868	未払消費税等	19,896
その他の金	65,364	前受金	18,013
貸倒引当金	△575,616	預り金	14,786
固定資産	18,265,654	賞与引当金	2,630
有形固定資産	3,150,291	固定負債	6,623,810
建物	878,991	社債	6,047,451
構築物	11,243	退職給付引当金	39,133
工具、器具及び備品	25,649	長期預り敷金保証金	464,661
土地	2,234,406	長期預り金	9,875
無形固定資産	82,622	資産除去債務	62,688
ソフトウェア	73,875	(純資産の部)	24,101,021
電話加入権	4,120	株主資本	24,080,792
商標権	1,706	資本金	1,731,177
その他	2,919	資本剰余金	14,355,565
投資その他の資産	15,032,740	資本準備金	14,355,565
投資有価証券	817,210	利益剰余金	12,725,170
関係会社株式	12,903,386	利益準備金	12,000
出資金	776	その他利益剰余金	12,713,170
長期前払費用	13,810	別途積立金	13,987,000
敷金及び保証金	542,511	繰越利益剰余金	△1,273,829
建設協力金	150,128	自己株式	△4,731,120
繰延税金資産	604,916	評価・換算差額等	3,423
破産更生債権等	43	その他有価証券評価差額金	3,423
貸倒引当金	△43	新株予約権	16,805
資産合計	31,271,687	負債純資産合計	31,271,687

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,875,462
売 上 原 価	1,950,742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,924,720
営 業 外 収 益	1,745,968
受 取 利 息	2,178,751
受 取 配 当 金	824,918
受 取 貸 料	1,788
感 染 拡 大 防 止 協 力 金	1,675
そ の 他	670,625
営 業 外 費 用	100,267
支 払 利 息	50,562
支 払 賃 借 料	815,652
社 債 発 行 費	6,753
そ の 他	582,217
経 常 利 益	220,308
特 別 利 益	6,372
助 成 金 収 入	2,188,017
特 別 損 失	12,989
固 定 資 産 除 却 損	12,989
減 損 損 失	3,620,344
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,571
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	133,932
繰 上 返 済 手 数 料	3,139,040
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	315,000
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	25,019
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,780
法 人 税 等 調 整 額	△1,419,338
当 期 純 損 失 (△)	321,917
	308,827
	△2,050,083

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 別 積 立 途 金	益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2021年4月1日 残高	1,731,177	14,355,565	126	14,355,692	12,000	17,487,000	△1,478,911	16,020,088
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩						△3,500,000	3,500,000	-
剰余金の配当							△937,942	△937,942
当期純損失(△)							△2,050,083	△2,050,083
自己株式の取得								
自己株式の処分			△126	△126			△28,391	△28,391
会社分割による減少							△278,501	△278,501
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△126	△126	-	△3,500,000	205,082	△3,294,917
2022年3月31日 残高	1,731,177	14,355,565	-	14,355,565	12,000	13,987,000	△1,273,829	12,725,170

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
2021年4月1日 残高	△3,865,528	28,241,430	6,644	6,644	-	28,248,074
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩						-
剰余金の配当		△937,942				△937,942
当期純損失(△)		△2,050,083				△2,050,083
自己株式の取得	△938,765	△938,765				△938,765
自己株式の処分	73,172	44,654				44,654
会社分割による減少		△278,501				△278,501
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△3,221	△3,221	16,805	13,583
事業年度中の変動額合計	△865,592	△4,160,637	△3,221	△3,221	16,805	△4,147,053
2022年3月31日 残高	△4,731,120	24,080,792	3,423	3,423	16,805	24,101,021

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|---|
| ① 子会社株式及び
関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ③ その他有価証券
・ 市場価格のない株式等
以外のもの
・ 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ④ 棚卸資産
・ 原材料及び貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2～38年
構築物 2～20年
工具、器具及び備品 2～15年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①直営店売上

主に店舗における顧客からの注文に基づき商品の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、顧客へ商品を提供し、対価を受け取った時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、他社が運営するポイント制度にかかる負担金については、これを控除した純額で収益を認識することとしております。

②ロイヤリティ収入

主に当社グループの店舗F C加入希望者から受け取るF C加盟金ならびにロイヤリティ収入であります。当該収益のうち、F C加盟金については、当該対価を契約負債（前受金）として計上し、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。また、ロイヤリティ収入については、F C加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。

③F C関連等売上

主にF C加盟者及び子会社に対する食材や資材の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、F C加盟者及び子会社へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、他社が運営するポイント制度にかかる負担金について、従来は総額を収益として認識し、負担金を販売促進費として計上しておりましたが、純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は2,084千円減少し、販売費及び一般管理費は2,084千円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。また、期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 31億50百万円 減損損失 1億33百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6億4百万円 法人税等調整額 3億8百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,324,110千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 91,955千円

② 長期金銭債務 435,809千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高
売上高 512,407千円

② 営業取引以外の取引高 575,609千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,474,372株	600,232株	27,910株	2,046,694株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加600,232株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加600,000株、単元未満株式の買取による増加232株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少27,910株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少27,900株、単元未満株式の売渡請求による減少10株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税	23,549
貸倒引当金	638,337
退職給付引当金	11,920
関係会社株式評価損	1,883,936
減損損失	80,751
資産除去債務	20,594
その他	23,904
繰延税金資産小計	<u>2,682,995</u>
評価性引当額	<u>△2,071,864</u>
繰延税金資産計	<u>611,130</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,499
資産除去債務に対応する除去費用	<u>4,714</u>
繰延税金負債計	<u>6,214</u>
繰延税金資産の純額	<u>604,916</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社サンマルク	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2)	11,966 121,219	関係会社 短期貸付金	1,052,000
	株式会社サンマルクカフェ	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の返済 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2)	1,000,000 11,375 144,134	—	—
	株式会社バケット	(所有) 直接 100.0%	2名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1)	100,000 15,176	関係会社 短期貸付金	1,391,000
	株式会社鎌倉パスタ	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	賃貸料の受取 (注2)	159,232	—	—
	株式会社倉式珈琲	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2)	4,368 129,370	関係会社 短期貸付金	384,000
	株式会社サンマルク イノベーションズ	(所有) 直接 100.0%	2名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2)	80,000 19 14,254	関係会社 短期貸付金	80,000
	SAINT MARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1)	15,000 3,158	関係会社 短期貸付金	275,000

(注) 取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付について、貸付金利率は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 賃貸料は、近隣の取引実勢を勘案し、協議の上決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,161円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △96円60銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

13. その他の注記

(1) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
そ の 他 事 業 (静 岡 県 沼 津 市 他)	営 業 店 舗 資 産	建 構 物 構 築 物 工 具 、 器 具 及 び 備 品 長 期 前 払 費 用
そ の 他 事 業 (岡 山 県 岡 山 市)	賃 貸 資 産	土 地

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社の統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗ならびに賃貸資産について、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(133,932千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物34,713千円、構築物613千円、工具、器具及び備品4,286千円、長期前払費用1,022千円、土地93,296千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味

売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。

(2) 貸倒引当金繰入額の内容

株式会社バケット、株式会社サンマルクイノベーションズ及びSAINT MARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対する貸付金のうち回収不能と見込まれる部分について、貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3) 助成金収入の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等であります。

(4) 繰上返済手数料の内容

長期借入金の一部期限前返済を実施したことに伴う手数料であります。

(5) 新型コロナウイルス感染症による損失の内容

新型コロナウイルス感染症に伴う、休業中店舗の人員費、地代家賃及び減価償却費であります。

(6) 資産除去債務に関する注記

- ① 当該資産除去債務の概要
店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	141,490千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,088千円
時の経過による調整額	465千円
吸収分割による減少額	△76,431千円
期末残高	67,612千円

(7) 共通支配下の取引等

「連結注記表 12. その他の注記(4) 共通支配下の取引等」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(8) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 監査報告 ■

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社サンマルクホールディングス
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浦 上 卓 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンマルクホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社サンマルクホールディングス
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
京都事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鍵 圭一郎 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 浦 上 卓 也 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社サンマルクホールディングス 監査役会

常勤監査役 北島 久[㊟]

監査役 江郷 知己[㊟]

監査役 石井 辰彦[㊟]

監査役 福原 一義[㊟]

(注) 監査役北島久、監査役江郷知己、監査役石井辰彦及び監査役福原一義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場

岡山市北区駅元町1番5号
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
電話 (086) 234-7000



※なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであらかじめご了承くださいませ
お願い申し上げます。

交通

JR岡山駅 中央改札口 徒歩約 1 分

【お土産等について】

株主総会終了後のフリータイム質疑応答会は取り止めとさせていただきます。加えて、お土産配布は廃止させていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。